

別表1

障害共済金・交通事故障害支払基準

(PTA安全の部)

部位	級		1	2	3	4
	金額					
		一般事故障害	200 (万円)	176 (万円)	155 (万円)	136 (万円)
		交通事故障害	100 (万円)	93 (万円)	85 (万円)	77 (万円)
1 眼			・両眼が失明したもの	・一眼が失明し、他眼の視力が0.02以下になったもの ・両眼の視力が0.02以下になったもの	・一眼が失明し、他眼の視力が0.06以下になったもの	・両眼の視力が0.06以下になったもの
2 咀嚼言語			・咀嚼及び言語の機能を廃したもの		・咀嚼又は言語の機能を廃したもの	・咀嚼及び言語の機能に著しい障害を残すもの
3 神経精神			・神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、常に介護を要するもの	・神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、随時介護を要するもの	・神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、終身労務に服することができないもの	
4 胸腹部臓器			・胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要するもの	・胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、随時介護を要するもの	・胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、終身労務に服することができないもの	
5 上肢手			・両上肢をひじ関節以上で失ったもの ・両上肢の用を全廃したもの	・両上肢を手関節以上で失ったもの	・両手の手指の全部を失ったもの	・一上肢をひじ関節以上で失ったもの ・両手の手指の全部の用を廃したもの
6 下肢足			・両下肢をひざ関節以上で失ったもの ・両下肢の用を全廃したもの	・両下肢を足関節以上で失ったもの		・一下肢をひざ関節以上で失ったもの ・両足をリスフラン関節以上で失ったもの
7 耳・鼻・歯						・両耳の聴力を全く失ったもの
8 脊柱						
9 その他						

5	6	7	8
116 (万円)	99 (万円)	83 (万円)	58 (万円)
69 (万円)	61 (万円)	52 (万円)	44 (万円)
・一眼が失明し、他眼の視力が0.1以下になったもの	・両眼の視力が0.1以下になったもの	・一眼が失明し、他眼の視力が0.6以下になったもの	・一眼が失明し、又は一眼の視力が0.02以下になったもの
	・咀嚼又は言語の機能に著しい障害を残すもの		
・神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、特に軽易な労務以外の労務に服することができないもの		・神経系統の機能又は精神に障害を残し、軽易な労務以外の労務に服することができないもの	
・胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、特に軽易な労務以外の労務に服することができないもの		・胸腹部臓器の機能に障害を残し、軽易な労務以外の労務に服することができないもの	
・一上肢を手関節以上で失ったもの ・一上肢の用を全廃したもの	・一上肢の三大関節中の二関節の用を廃したもの ・一手の五の手指又は母指を含み四の手指を失ったもの	・一上肢に偽関節を残し、著しい運動障害を残すもの ・一手の母指を含み三の手指又は母指以外の四の手指を失ったもの ・一手の五の手指又は母指を含み四の手指の用を廃したもの	・一上肢の三大関節中の一関節の用を廃したもの ・一上肢に偽関節を残すもの ・一手の母指を含み二の手指又は母指以外の三の手指を失ったもの ・一手の母指を含み三の手指又は母指以外の四の手指の用を廃したもの
・一下肢を足関節以上で失ったもの ・一下肢の用を全廃したもの ・両足の足指の全部を失ったもの	・一下肢の三大関節中の二関節の用を廃したもの	・一足をリスフラン関節以上で失ったもの ・両足の足指の全部の用を廃したもの ・一下肢に偽関節を残し、著しい運動障害を残すもの	・一下肢を5cm以上短縮したもの ・一下肢の三大関節中の一関節の用を廃したもの ・一下肢に偽関節を残すもの ・一足の足指の全部を失ったもの
	・両耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になったもの ・一耳の聴力を全く失い、他耳の聴力が40cm以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの	・両耳の聴力が40cm以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの ・一耳の聴力を全く失い、他耳の聴力が1m以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの	
	・脊柱に著しい変形又は運動障害を残すもの		・脊柱に運動障害を残すもの
		・女子の外貌が著しい醜状を残すもの ・両側の睾丸を失ったもの	

部位	級		9	10	11
	金額	一般事故障害	48 (万円)	35 (万円)	25 (万円)
		交通事故障害	36 (万円)	29 (万円)	22 (万円)
1 眼		<ul style="list-style-type: none"> ・両眼の視力が0.6以下になったもの ・一眼の視力が0.06以下になったもの ・両眼に半盲症、視野狭窄又は視野変状を残すもの ・両眼のまぶたに著しい欠損を残すもの 	<ul style="list-style-type: none"> ・一眼の視力が0.1以下になったもの ・正面視で複視を残すもの 	<ul style="list-style-type: none"> ・両眼の眼球に著しい調節機能障害又は運動障害を残すもの ・両眼のまぶたに著しい運動障害を残すもの ・一眼のまぶたに著しい欠損を残すもの 	
2 咀嚼言語		<ul style="list-style-type: none"> ・咀嚼及び言語の機能に障害を残すもの 	<ul style="list-style-type: none"> ・咀嚼又は言語の機能に障害を残すもの 		
3 神経精神		<ul style="list-style-type: none"> ・神経系統の機能又は精神に障害を残し、服することができる労務が相当な程度に制限されるもの 			
4 胸腹部臓器		<ul style="list-style-type: none"> ・胸腹部臓器の機能に障害を残し、服することができる労務が相当な程度に制限されるもの 		<ul style="list-style-type: none"> ・胸腹部臓器に障害を残し、労務の遂行に相当な程度の支障があるもの 	
5 上肢手		<ul style="list-style-type: none"> ・一手の母指又は母指以外の二の手指を失ったもの ・一手の母指を含み二の手指又は母指以外の三の手指の用を廃したもの 	<ul style="list-style-type: none"> ・一手の母指又は母指以外の二の手指の用を廃したもの ・一上肢の三大関節中の一関節の機能に著しい障害を残すもの 	<ul style="list-style-type: none"> ・一手の示指、中指又は環指を失ったもの 	
6 下肢足		<ul style="list-style-type: none"> ・一足の第一の足指を含み二以上の足指を失ったもの ・一足の足指の全部の用を廃したもの 	<ul style="list-style-type: none"> ・一下肢を3cm以上短縮したもの ・一下肢の三大関節中の一関節の機能に著しい障害を残すもの ・一足の第一の足指又は他の四の足指を失ったもの 	<ul style="list-style-type: none"> ・一足の第一の足指を含み二以上の足指の用を廃したもの 	
7 耳・鼻・歯		<ul style="list-style-type: none"> ・鼻を欠損し、その機能に著しい障害を残すもの ・両耳の聴力が1m以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの ・一耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になり、他耳の聴力が1m以上の距離では普通の話声を解することが困難である程度になったもの ・一耳の聴力を全く失ったもの 	<ul style="list-style-type: none"> ・十四歯以上に対し歯科補綴を加えたもの ・両耳の聴力が1m以上の距離では普通の話声を解することが困難である程度になったもの ・一耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になったもの 	<ul style="list-style-type: none"> ・十歯以上に対し歯科補綴を加えたもの ・両耳の聴力が1m以上の距離では小声を解することができない程度になったもの ・一耳の聴力が40cm以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの 	
8 脊柱				<ul style="list-style-type: none"> ・脊柱に変形を残すもの 	
9 その他		<ul style="list-style-type: none"> ・生殖器に著しい障害を残すもの 			

12	13	14
18 (万円)	12 (万円)	8 (万円)
15 (万円)	10 (万円)	7 (万円)
<ul style="list-style-type: none"> ・一眼の眼球に著しい調節機能障害又は運動障害を残すもの ・一眼のまぶたに著しい運動障害を残すもの 	<ul style="list-style-type: none"> ・一眼の視力が0.6以下になったもの ・一眼に半盲症、視野狭窄又は視野変状を残すもの ・正面視以外で複視を残すもの ・両眼のまぶたの一部に欠損を残し、又はまつげはげを残すもの 	<ul style="list-style-type: none"> ・一眼のまぶたの一部に欠損を残し、又はまつげはげを残すもの
<ul style="list-style-type: none"> ・局部に頑固な神経症状を残すもの 		<ul style="list-style-type: none"> ・局部に神経症状を残すもの
	<ul style="list-style-type: none"> ・胸腹部臓器の機能に障害を残すもの 	
<ul style="list-style-type: none"> ・一上肢の三大関節中の一関節の機能に障害を残すもの ・一手の小指を失ったもの ・一手の示指、中指又は環指の用を廃したもの 	<ul style="list-style-type: none"> ・一手の小指の用を廃したもの ・一手の母指の指骨の一部を失ったもの 	<ul style="list-style-type: none"> ・上肢の露出面に手のひらの大きさの醜いあとを残すもの ・一手の母指以外の手指の指骨の一部を失ったもの ・一手の母指以外の手指の遠位指節間関節を屈伸することができなくなったもの
<ul style="list-style-type: none"> ・一下肢の三大関節中の一関節の機能に障害を残すもの ・一足の第二の足指を失ったもの、第二の足指を含み二の足指を失ったもの又は第三の足指以下の三の足指を失ったもの ・一足の第一の足指又は他の四の足指の用を廃したもの 	<ul style="list-style-type: none"> ・一下肢を1cm以上短縮したもの ・一足の第三の足指以下の一又は二の足指を失ったもの ・一足の第二の足指の用を廃したもの、第二の足指を含み二の足指の用を廃したもの又は第三の足指以下の三の足指の用を廃したもの 	<ul style="list-style-type: none"> ・下肢の露出面に手のひらの大きさの醜いあとを残すもの ・一足の第三の足指以下の一又は二の足指の用を廃したもの
<ul style="list-style-type: none"> ・七歯以上に対し歯科補綴を加えたもの ・一耳の耳殻の大部分を欠損したもの 	<ul style="list-style-type: none"> ・五歯以上に対し歯科補綴を加えたもの 	<ul style="list-style-type: none"> ・三歯以上に対し歯科補綴を加えたもの ・一耳の聴力が1m以上の距離では小声を解することができない程度になったもの
<ul style="list-style-type: none"> ・鎖骨・胸骨・肋骨・けんこう骨又は骨盤骨に著しい変形を残すもの ・長管骨に変形を残すもの 		
<ul style="list-style-type: none"> ・男子の外貌に著しい醜状を残すもの ・女子の外貌に醜状を残すもの 		<ul style="list-style-type: none"> ・男子の外貌に醜状を残すもの